

自動車用燃料供給設備設置助成金交付要綱

平成20年5月14日制定
公益社団法人 新潟県トラック協会

(事業趣旨)

第1条 公益社団法人新潟県トラック協会（以下「県ト協」という。）は、原油価格高騰対策の一環として自動車用燃料として自社で使用するため為の軽油を貯蔵する自家用燃料供給施設（以下「施設」という。）を新規に設置または貯蔵タンク（タンク容量10キロリットル以上）の増設を実施する会員事業者（以下「会員」とする。）に対して助成金を交付する。

(対象施設)

第2条 助成の対象施設は、建築基準法、消防法等関係規則に適合する施設で当該年度の4月1日以降に設置し、翌年1月31日までに市町村長等の完成検査済証の交付を受けた施設とする。

(交付額)

第3条 助成金の交付額は、会員が前条の規定により新たに設置した1施設について1,000,000円、貯蔵タンク増設については250,000円を交付する。

(実績報告及び助成金の請求)

第4条 会員は、様式1の「自動車用燃料供給設備設置実績報告」（助成金交付請求書）により、県ト協会長に対して2月10日までに助成金を請求する。

(助成金交付)

第5条 県ト協は、前条の実績報告書（助成金交付請求書）の提出があったときは、速やかにその報告を審査し条件に適合すると認めるときは、会員に対して助成金を交付する。

(財産の処分制限)

第6条 事業者は、交付対象となった施設が完成の日から起算して5年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付または担保（以下「処分」という。）に供したはならない。但し、あらかじめ県ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(助成金の返還)

第7条 会員は、交付対象となった施設が、前条の処分期間内に次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、助成金を返還しなければならない。

- 1) 助成金の申請内容もしくはこれに付した条件、その他法令もしくはこれに基づく処分に違反したとき。
- 2) 会員資格を失ったとき。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、県ト協が別にこれを定める。

(附 則)

第1条 本要綱は、平成20年4月1日より施行する。

一部改訂 平成23年5月16日

様式1 (第4条関係)

令和 年 月 日

自動車用燃料供給設備支援事業助成金申請・請求・完成報告
(助成金交付請求書)

公益社団法人 新潟県トラック協会会長 様

住 所
会社名
代表者

印

公益社団法人全日本トラック協会及び新潟県トラック協会が定める「自動車用軽油供給施設整備支援事業助成金交付要綱」第4条に基づき助成金の交付について、下記の通り申請・請求・完成報告を致します。なお、助成金受領後「自動車用軽油供給施設整備支援事業助成金交付要綱」第7条に反した場合は、助成金を全額返戻いたします。

記

1. 事業総経費： _____ 円

2. 対象事業：軽油供給施設新設 _____ 軽油専用タンクの増設
※どちらかに○をお付けください。

3. 申請・請求金額： _____ 円

4. 整備完了日：令和 年 月 日

5. 設置場所住所：

6. 添付書類

①危険物取扱所の完成検査済証 (写)

②危険物取扱所の設置許可申請書 (写)、又は変更許可申請書 (写)

③上記②に伴う以下の添付書類 (写)

・危険物取扱所全体の平面図 (タンク容量・油種記載) を記載したもの

・危険物取扱所全体の立面図を記載したもの

・危険物取扱所 (所在地の記載を含む) の周辺地図を記載したもの

④施設工事契約書 (写) 及び施設工事費用請求明細書 (写) 等

⑤施設工事施工前、施工中、完成後の写真 (それぞれ施設全体が把握できるもの)

7. 振込先名： _____ 銀行・信用金庫・信用組合

支店名(出張所)： _____ 本店・支店

口座名義 (フリガナ)：

預金種別： _____ 普通・当座

口座番号：

8. 担当者氏名： _____ 電話番号 _____ FAX番号 _____